

要 水 書

一 運船中大沢茂名ノ即時復職

二 第一及第三日曜日正勤シタル揚子ハ月給ヲ日割トシテ支給スルコト

三 吾々湯澤勇木ノ経業員ニシテ沮ムニシテハハニナル者ハ仕事上何カニツケテ吾々ト
對シテ業務能率ノ激進ニシテイラハ會社ノ不利益ヲ招イテナシトスル故ニ會
社ハ金控書員ノ共居共宿ノ見地カラニ對シテ面ト面トナク置テ構セラレ度ノ
右要取ス

昭和三年七月廿五日

日本運輸労働組合

東海川島 文部

湯澤勇木事務部

申(通)根假也

待(西)路(美)元

芳林第三六五五番

昭和六年八月十二日

警 視 廳 警 署

高 橋 守 雄

6.8.14
2883

内務大臣安達謙藏殿
社会司 長 官 殿

大郡山三倉庫運送店労働争議ニ附スル件 (第一報ニ對シ)

發生 八二
使用労働者 二
争議参加者 一九
關係労働組合 全七カ所

要旨 労働人三十名、運送店十九名ノ於て是日八時運送車ノ運送ヲ拒ム
日本運輸労働組合下ニ争議ニ入ル 未タ罷業セズ

標記運送店ニ争議發生セルカ状況左記ノ通り

一 貴生ノ場所 布下南千住町三ノ六二 大郡山三倉庫運送店